

令和元年5月20日

令和 元 年 5 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和元年5月20日

午後2時

2. 場 所

能代市役所 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙		
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
9	大高 富子	19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	15	飯坂 司

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	池田 誠
局長補佐	柴田 新栄
主査	本多 孝行

<p>6. 案 件</p> <p>議 案 番 号</p> <p>1 6</p> <p>1 7</p> <p>1 8</p> <p>1 9</p> <p>2 0</p> <p>2 1</p> <p>協議事項 1</p> <p>協議事項 2</p> <p>協議事項 3</p> <p>報告事項 1</p> <p>報告事項 2</p>	<p>農地利用状況調査による非農地判断について</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>農地法第4条の規定による許可の取消しについて</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>令和2年度農林関係税制改正要望について</p> <p>平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について</p> <p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>農用地利用配分計画について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番 高橋豊彦委員、15番 飯坂司委員の2名です。 19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号3番 平川義市委員と議席番号4番 茂呂誠委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、議案第16号 農地利用状況調査による非農地判断についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>

事務局

議案第16号 農地利用状況調査による非農地判断について、農地利用状況調査において、農地への復元が困難と見込まれた農地について、農地法第2条第1項で規定する農地に該当しない、非農地とするためご提案いたします。

農地への復元が困難と見込まれた農地の地目は、田、55筆、所有者数35人、面積26,776.27㎡。畑、102筆、所有者数75人、面積62,650.12㎡。計、157筆、所有者数105人、面積89,426.39㎡です。

農地利用状況調査は、平成30年8月下旬から10月下旬まで、農業委員と農地利用最適化推進委員二人一組の28班体制で、市全域をパトロールしていただきました。

その内、樹木が繁茂する等農地への復元が困難と報告があった農地は、土地改良区等との調整後に所有者へ予告通知し、改善意向や支障が生じる等の意思表示があったものは除外しております。また、一部、本人からの申し出があり現地確認を行なった農地も含まれております。

2ページをご覧ください。

非農地判断を提案する農地は、整理番号1 久喜沢字館の下40 農地台帳の地目は畑、現況は原野状態となっており、面積は134㎡、農地区分は農用地区域内の農地です。

他、156筆 合計面積は89,426.39㎡です。計、157筆中、156筆が背の高い樹木が繁茂する状態であり、1筆が保全管理されていますが用水、排水が無い上に周囲で一番低くいため、稲作、畑作にも適しない農地であります。

ご承認頂ければ、この後は所有者に対し、農地台帳より削除することを通知するとともに、登記簿の地目を変更することを要請します。

説明は、以上です。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

平川義市委員

登記簿の地目変更に要する費用は、どの程度か。

事務局

地目変更に要する費用は不明ですが、行政書士における所有権移転に関する基本料金は4から5万円で、さらに1筆ごとに数千円掛かると聞いております。

なお、登記簿の地目変更は、要請するとはなっていますが、必ず変更して下さいという強いスタンスではありません。最終的な判断は個人に任せている状況です。

平川義市委員

登記簿地目を変更しないでおくとうなるのか。

事務局

例えば、転用等により地目変更が必要となった場合、法務局から農業委員会へ地目の照会が来ます。その場合、非農地判断している土地は農地で無い旨の回答が出来るので、その時点で変更を行うこととなります。

また、税務課へ地目変更のお知らせをしていますが、変更に関しては本人申

請があつてから処理を行うことになっています。

平川義市委員

4から5万円も掛かるのであれば、登記簿の変更手続きをする方は少ないのではないか。固定資産税に関しても税額にあまり差が無くなれば、そのまま支払っている方が多いのではないか。
行政書士でなく、自分で出来ないか。

事務局

基本は自分で変更申請する事になっていますが、申請書の記入は専門的なので、行政書士に頼む場合が多くなっております。

議長

他にご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長

なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、**議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明を願います。

事務局

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたのでご提案いたします。

所有権移転 2件、譲渡人2人、譲受人2人、申請土地の面積は、田が392㎡、畑が793㎡、計1,185㎡。

賃借権設定 10件、賃貸人10人、賃借人7人、申請土地の面積は、田が47,071㎡、畑が4,433㎡、計51,504㎡。

使用貸借権設定 2件、貸人2人、借人2人、申請土地の面積は、田が58,454㎡、畑が19,078㎡、計77,532㎡となっております。

10ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1 申請土地は浅内字向山185、地目は畑で、面積793㎡、価格は■■■■■、移転事由は経営拡張です。

整理番号2 申請土地は田代字胡麻木岱260-1、地目は田で、面積392㎡、価格は■■■■■、移転事由は経営拡張です。

賃借権設定 整理番号3 申出土地は松長布15、地目は田で、面積1,044㎡ほか計4筆 3,654㎡、価格は■■■■■、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

整理番号4 申出土地は扇田字西扇田243、地目は田で、面積1,021㎡ほか計2筆 3,786㎡、10a当たりの賃借料は■■■■■、申請事由は経営拡張で、設定期間は5年間です。

整理番号5 申出土地は扇田字西扇田244、地目は田で、面積1,021㎡ほか計3筆 3,063㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は5年間です。

整理番号6 申出土地は朴瀬字日影57-63、地目は畑で、面積1,982㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

整理番号7 申出土地は落合字砂田61-1、地目は田で、面積2,545㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は5年間です。

整理番号8 申出土地は坂形字重兵エ台36、地目は畑で、面積2,451㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は基盤強化法からの再設定で、設定期間は10年間です。

整理番号9 申出土地は浅内字堂社303、地目は田で、面積3,060㎡ほか計2筆 4,802㎡、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は契約内容変更のためで、設定期間は5年間です。

なお、この案件は合意解約の通知がございます。44ページをお願いします。

合意解約 整理番号1 解約した土地は浅内字堂社303、地目は田で、面積3,060㎡ほか計2筆 4,802㎡、離作条件はなし、解約事由は契約内容変更のためで、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに3月31日です。

11ページにお戻りください。

整理番号10 申出土地は中沢字柏台57-1、地目は田で、面積5,952㎡ほか計2筆 11,498㎡、賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は6年間です。

整理番号11 申出土地は中沢字柏台61-1、地目は田で、面積4,919㎡ほか計3筆 8,048㎡、賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は6年間です。

整理番号12 申出土地は中沢字柏台64-3、地目は田で、面積2,389㎡ほか計3筆 9,675㎡、賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は6年間です。

12ページをご覧ください。

使用貸借権設定 整理番号13 申出土地は上谷地41-1、地目は田で、面積969㎡ほか計3筆 3,011㎡、申請事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

整理番号14 申出土地は坊ヶ崎42、地目は畑で、面積1,953㎡ほか計30筆 74,521㎡、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明を願います。

事務局 **議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書**の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

農地転用申請は所有権移転が2件、譲渡人2人、譲受人2人、地目は田が1,402㎡、畑が493㎡、計1,895㎡です。賃借権設定が1件、賃貸人2人、賃借人1人、地目は田が3,273㎡、畑が47㎡、計3,320㎡です。16ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、寿域長根55-2、現況地目は畑、面積105㎡、他1筆、計2筆、493㎡です。

申請事由は、駐車場であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用区域であるため第3種農地と判断しております。

場所については、17ページをご覧ください。

申請地は、能代南胃腸内科肛門外科病院の東側に位置する土地です。

周囲の状況は、北、東、南側は一般住宅、西側は病院となっており、都市計画区域内の宅地化が進行している地域であるため、第3種農地と判断しております。

事業内容は、18ページをご覧ください。

申請人は、能代南胃腸内科肛門外科病院を経営しており、従業員の駐車場が不足し来客用の駐車場に駐車していたため、来客者に不便をかけていたので、これを解消するため、隣接する土地と合わせ従業員用の駐車場として利用する計画となっています。

被害防除は、境界はしっかりしており、造成工事は無く、近隣の住宅等に被害が及ばないように計画されております。

事業費は、全額自己資金になっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

整理番号1の説明は以上です

16ページにお戻りください。

整理番号2、申請土地は、飛根字新富根470-2、現況地目は田、面積326㎡、他1筆、計2筆、1,402㎡です。

場所については、19ページをご覧ください。

申請地は、二ツ井町飛根地区の国道7号線沿から旧富根小学校へ向かうT字路より南西方向250mに位置する、国道沿いの農地です。

周囲の状況は、北側は国道、西側は山林、南側は農地、東側は1.5m位の段差がある市道となっており、南側に続く農地を含め農用地区域外の小集団の

農地であることから、第2種農地と判断しております。

事業内容は、20ページをご覧ください。

申請人は、二ツ井町切石地区で土木・建築業を営んでおりますが、現在の使用している資材置場が狭くなってきたため、新たな資材置場として利用する計画となっております。

被害防除は、境界はしっかりしており、隣接地へ被害が及ばないよう資材崩れ防止も兼ね、緩衝地を設けて20cmの盛土を行う計画となっております。

申請地の間には、地下埋設された水路がありますが、水路を破損しないような措置を講じて、その上を往来することで、水路の管理者と調整済となっております。

汚水の発生は無く、雨水は自然流下です。

事業費は、全額自己資金で、金融機関の残高証明が添付されております。

整理番号2の説明は以上です。

次に整理番号3ですが、関連する賃貸契約の合意解約書が提出されておりますので、先にご報告します。

44ページをご覧ください。関連事項は合意解約 整理番号3です。

解約した土地は、二ツ井町字道上中坪21-8、地目は田、面積998㎡、離作条件は無し、解約事由は転用するため、解約成立日、土地の引渡し日ともに平成31年4月9日です。

関連の報告は以上です。

それでは、16ページにお戻りください。

整理番号3について、説明します。

申請土地は、二ツ井町字道上中坪21-8、現況地目は畑、面積998㎡、他2筆、計3筆で3,320㎡です。

場所については、21ページをご覧ください。

申請地は、二ツ井町地区の県道西目屋二ツ井線沿いで、能代市役所二ツ井町庁舎と市道を挟んで位置しております。

周囲の状況は、北西方向は県道を挟んで小売店舗、北東方向は市道を挟んで能代市役所二ツ井町庁舎、その他は農地となっており、都市計画区域内の準工業地域であることから第3種農地と判断しております。

事業内容は、22ページをご覧ください。

申請人は、日用品、雑貨、薬品を販売する店舗を多数経営している法人で、この度二ツ井地区に新たに店舗を開設しようとするものです。

土地境界はしっかりしており、高さ1.6mの盛土を行い、被害防除のためL型要壁で土留し、一部は法面を安定勾配で施工する計画となっております。

上水を使用し、汚水は合併浄化槽で処理し、敷地内の雨水と共に土地改良区管理の水路へ排出する計画となっており、改良区より申請地を転用すること及び店舗排水の水路放流に関する同意書が添付されております。

事業計画地内には、市が管理する水路等がありますが、現在払い下げする方向で手続きが進められております。

事業費は、全額自己資金で、金融機関の残高証明が添付されております。

都市計画上の開発行為の許可も必要であることから、転用を許可する際は、開発許可と同日付けで許可することとなります。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

大鐘正彦委員 **議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」**、4月8日（水）に、現地調査班、第4班、14番山崎和博委員、17番工藤次雄委員、事務局1人と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

整理番号1については、現況は、畑で家庭菜園程度の野菜が栽培されておりました。境界等はしっかりしており、周囲の住宅に被害を及ぼすことのないことを確認してきました。

整理番号2については、現況は田で、休耕状態でありました。2筆の申請地の間に沢の排水路である水路が埋設されておりました。この水路の上を重機等などが往来することが予想されましたが、水路が破損しないような措置をとることとなっており、その他は境界等はしっかりしており、周囲の農地等に被害を及ぼすことのないことを確認してきました。

整理番号3については、現況は、畑で一部休耕している状態でした。境界等はしっかりしており、周囲の農地に被害や耕作するうえで支障が生じないことを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第19号 農用地利用集積計画**についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第19号 農用地利用集積計画**の提出がありましたのでご提案いたします。

所有権移転 2件、譲渡人2人、譲受人2人、申請土地の面積は、田のみで37,236㎡

利用権設定 12件、賃貸人12人、賃借人6人、申請土地の面積は、田のみで46,693㎡となっております。

24ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1 申請土地は浅内字大山6-1、地目は田で、面積19,986㎡ほか計6筆 21,354㎡、価格は

9 m²、賃借料は■■■■、申請事由は再設定で、設定期間は6年間です。

以上、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第20号 農地法第4条の規定による許可の取消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第4条の規定による許可の取消願いの提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

件数は1件、地目は畑で90 m²です。

28ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、能代町字赤沼21-21、現況地目は畑、面積は30 m²、他1筆、計2筆、面積は90 m²、申請事由は、隣地での一般住宅建設が中止になったため、であります。

この案件は、道路にする目的で平成30年8月開催の総会で許可相当と判断され、平成30年8月22日付けで許可されたものでありますが、関連事業が中止となったため、本農地も転用する意義がなくなったものであります。

29ページをご覧ください。

転用許可取消申請のあった場所は、能代町字赤沼の悪土川にかかる又右エ門橋から南西方向約270mの所に位置しております。

30ページをご覧ください。

太い白線で囲ってあるところが本案件農地で、黒い点線で囲ってあるところが、当初住宅を建設する計画であった農地です。住宅建設予定地は接道していないため、本案件農地を道路にする計画でありました。

住宅建築予定地の転用許可は、4月に取消済みとなっております。

説明は以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

大鐘正彦委員 議案第20号「農地法第4条の規定による許可の取消しについて」、4月8日(水)に、現地調査班、第4班、14番山崎和博委員、17番工藤次雄委員、事務局1人と私の4人で現地調査を行いました。現況は畑となっており、工事着手はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第21号 農地転用事業計画変更承認申請書**の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

件数は1件、地目は田のみで、面積は74,914.51㎡です。

32ページをご覧ください。

整理番号1、申請土地は、扇田字西扇田332、地目は田、面積は961㎡、他84筆、計85筆で面積は74,914.51㎡、申請事由は、主に店舗の形状等の変更と軟弱地盤の改良に予定以上の期間を要していることによる、事業完了予定日の変更であります。

35ページ及び36ページをご覧ください。

店舗形状、駐車場の高さ、給水引き込み場所など、変更は軽微なものとなっております。

また、転用事業完了予定日ですが、当初計画では令和元年5月31日となっておりますでしたが、予想以上に地盤が軟弱であり、地盤改良にまだ期間を要することから、事業完了予定日を令和2年11月末としています。

この変更承認申請は農地法第5条許可申請と同じ取扱いをすることになっておりますが、秋田県農業会議への諮問は不要となっておりますので、能代市農業委員会の意見を添付し秋田県知事に申請書を進達することになります。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、協議事項1 令和2年度農林関係税制改正要望についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 令和2年度の農林関係税制の改正要望について協議いたします。
38ページをご覧ください。

秋田県農業会議より、今年度末で適用期限を迎える税制の特例措置について情報提供があり、令和2年度の税制改正に向けた要望の提出依頼がありました。早急に対応する必要があったため、先に農業委員と農地利用最適化推進委員に通知し、事務局案に対する意見も含め要望事項を伺いましたが、要望、意見ともございませんでした。

適用期限を迎える税制特例措置は他にもありましたが、管内農家で適用事例が無いか又は不明であるため、多くの適用事例があり、今後も農地行政施策を推進していく上で、効果が期待できる、農地中間管理権の取得に係る特例措置の延長を要望してもよいかお伺い致します。

この特例措置は、中間管理機構に10年以上貸し付けた農地について3年間。15年以上貸し付けた農地については5年間、固定資産税の課税標準価格を2分の1とするものです。

それでは、要望案を読み上げいたします。

要望内容は、農地中間管理権の取得に係る特例措置の延長を求める。税目、関係条文は、地法附則第15条第42項。要望理由は、担い手が効率的な農業経営を行い、規模拡大していくには、農地の面的集約を図っていくことが必要となっている。

農地中間管理機構は、農地の面的集約を図る役割を担っている。しかし貸し出し希望農地が少なくは、農地の面的集約は難しく、分散農地では担い手にとっては魅力がないのが現状である。

規模縮小を考えている農家の農地を農地中間管理機構へ貸し出すよう誘導していくためにも、現在の税制上の特例措置の継続が必要である。

能代市における活動実績としては、平成30年、267件、2,282筆、189.6haが特例措置を受けています。

期待される効果としては、税制上の軽減措置があることで、農地中間管理機構の利用を促し易いという効果を期待しております。

以上、よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり県農業会議へ報告することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議ないようですので、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、協議事項2 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 協議事項2と協議事項3については、この後、市HPに掲載し、農業者等の意見を募集し、その意見を踏まえて、令和元年6月20日の総会において、議案で再度ご提案する予定ですが、今回は協議事項としてその内容をご検討いただきたいと存じます。

それでは、協議事項2 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

別綴りの協議事項2の1ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅰの農業委員会の状況、平成31年3月31日現在についてです。1の農業の概要ですが、耕地面積は、平成30年の耕地及び作付面積統計における数値を使用しております。

経営耕地面積は、平成27年農林業センサスの数値を使用しており、農林業センサスの数値は、令和元年までの5年間同じ数値を使用することになります。遊休農地面積は利用状況調査による数値を使用しております。農地台帳面積は、平成31年3月時点の農業委員会の農地台帳の数値になっております。

次に下の表ですが、農家数ですが、総農家数、自給的農家数、販売農家数、そして右側の中央の表の農業者数の農業就業者数は、いずれも平成27年農林業センサスの数値を使用しております。一番右の経営数は、農業振興課からの情報による数値であり、平成31年3月31日現在の数値を記載しております。

2の農業委員会の現在の体制については、任期満了年月日である平成30年7月19日までは、旧制度に基づく農業委員会であり31人としております。また、新制度に基づく農業委員会の欄は、農業委員を19人、農地利用最適化推進委員を18人としております。

次に2ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1の現状及び課題ですが、管内の農地面積、これまでの集積面積、集積率とも、平成30年3月現在の数値を使用しております。

2の平成30年度の目標及び実績ですが、集積目標①は当初の目標面積、集積実績②はこれまでの集積面積+新規実績を合計した数値を記載しており、103.65%の達成状況になっております。

3の目標達成に向けた活動ですが、人・農地プラン作成のための地域の話し合いに、11回参加しておりますので、活動実績として記載しております。

4の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、実績は集積目標を大幅に超えたため達成としております。活動に対する評価は、人・農地プラン作成のための地域の話し合いに参加する等、活動は十分行っているものと考えております。

次に3ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。

1の現状及び課題ですが、新規参入の状況は、平成27年度～平成29年度までに新規参入した経営体数と新規取得した農地面積の実績となっております。

2の平成30年度目標及び実績ですが、参入目標①に対し、参入実績②になっており、達成状況は200%、参入目標面積③に対し、参入実績面積④になっており、達成状況は27%となっております。

3の目標達成に向けた活動ですが、活動計画と活動実績は前年度と同様の内容となっております。

4の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、参入目標は達成できましたが、目標面積は目標を下回っていると思われます。活動に対する評価は、引き続き新規就農者が経営拡大できるよう支援していく必要があると思われます。

次に4ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価についてです。

1の現状及び課題ですが、管内の農地面積A、遊休農地面積B、割合は、平成30年3月現在の数値となっております。

2の平成30年度の目標及び実績ですが、解消目標①2haに対し、解消実績②5.9ha、達成状況は295%となっております。

3の2の目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は平成30年11月現在の計画を記載しております。活動実績は、実際に行った活動実績を記載しております。

4の目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、新規の遊休農地が増えておりますが、遊休農地の多くを解消することができたため、目標は達成としています。活動に対する評価は、管内全域の現地調査を行い、遊休農地の実態を把握し、意向調査を実施した結果、遊休状態が解消していることから活動は充分であると考えております。

次に5ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅴの違反転用への適正な対応についてです。

1の現状及び課題ですが、管内の農地面積と違反転用面積は、平成30年3月現在の数値を使用しております。

2の平成30年度実績は、前年度と同じで増減はありません。

3の活動計画・実績及び評価ですが、前年度と同じで変更はありません。

次に6ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅵの農地等によりその権限に属された事務に関する点検についてです。

1の農地法第3条に基づく許可事務ですが、1年間の処理件数172件、うち許可172件不許可0件、事実関係の確認の実施状況と総会等での審議の実施状況、審議結果等の公表の実施状況を記載しております。処理期間の実施状況は、標準処理期間と実際の処理期間の平均の日数を記載しております。

2の農地転用に関する事務ですが、1年間の処理件数、事実関係の確認の実施状況、総会等での審議の実施状況、審議結果等の公表の実施状況を記載しております。処理期間の実施状況は、標準処理期間と実際の処理期間の平均の日数を記載しております。

次に7ページをご覧ください。

3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人数と、うち報告書提出農地所有適格法人数、うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数を記載しております。

4の情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供を行うため、実施した調査対象賃貸借件数と公表時期、情報の提供方法を記載しております。農地の権利移動等の状況把握のため、実施した調査対象権利移動等件数と取りまとめ時期、情報の提供方法を記載しております。

農地台帳の整備の実施状況は、整備対象農地面積とデータ更新の実施方法を記載しております。

次に8ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容についてです。これまでご説明した2ページから7ページまでの事務について、地域の農業者等から意見等が寄せられた内容を記載することになっております。

ローマ数字Ⅷの事務の実施状況の公表等についてです。

1の総会等の議事録の公表は、毎月市のHPに公表しております。

2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出はありませんでした。

3の活動計画の点検・評価の公表については、市のHPで公表しております。

次に9ページをご覧ください。

別紙3の平成30年度農業委員会における農地等の利用の最適化の推進状況及び事務の実施状況についてです。先ほどご説明しました、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての実績の数値をまとめた一覧表になっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり能代市ホームページで農業者等からの意見を募集することで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり意見を募集することに決しました。

議長 次に、**協議事項3 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 **協議事項3 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画**について、ご説明いたします。資料はお手元の資料「協議事項3」の資料です。

この「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ですが、協議事項2と同じく、この後、市HPに掲載し、農業者等の意見を募集し、その意見を踏まえて、

今回の総会で議案として提出したいと考えております。お気づきの点がございましたら、それまでにご助言をお願いいたします。

それでは、資料1 ページ目から計画の概要を説明いたします。

ローマ数字Ⅰの「農業委員会の状況」についてです。

この項目は、先ほど協議事項2の点検・評価で説明した日の翌日の状況で、数値はまったく同じでありますので、説明を省略させていただきます。

2 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。

「1の現状及び課題」ですが、平成31年3月現在の集積面積は4,458haであり、集積率は59.20%となっています。課題は、耕作条件が悪い中山間地域での引き受け手が見つかりづらい状況に変わりありませんので、前年度と同じとしてあります。

「2の令和元年度の目標及び活動計画」ですが、今年度末時点の集積目標面積を4,837haとしております。目標達成には、379haの新たな集積が必要となります。活動計画ですが、中間管理機構を活用して面的集約を進めていくこと等、前年度の計画と同じであります。

ローマ数字Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。

「1の現状と課題」ですが、新規参入の状況は、表のとおりの実績となっております。課題は、親元での新規就農が見えにくい等、前年度と同じです。

「2の令和元年度の目標及び活動計画」ですが、目標の経営体数は、5経営体で前年度と同じにしています。活動計画は新規就農者が地域社会に定着できるように、農業委員が地域で支援活動を行い、新規就農者の農業経営が軌道に乗れるよう、関係機関と協力して支援を行うこととしております。

次に3 ページをご覧ください。

ローマ数字Ⅳの遊休農地に関する措置についてです。

「1の現状及び課題」ですが、管内の遊休農地面積は5haであり、農地面積に占める割合は0.07%になります。課題は、農業者の高齢化、中山間地で、引き受け手も見つかりづらいことであり、昨年度と同じとしております。

「2の令和元年度の目標及び活動計画」ですが、遊休農地の解消面積は2haで、前年度と同じ目標としています。活動計画は、前年度と同様、農業委員及び農地利用最適化推進委員とともに農地の利用状況調査を行うための現地調査を実施していくこととしております。

ローマ数字Ⅴの違反転用への適正な対応についてです。

「1の現状及び課題」ですが、平成31年3月現在の管内の違反転用面積0.14haは平成29年度から繰り越しであり、新たな違反転用はありません。

課題ですが、前年度と同じとしておりますが、新たな発生はなかったことから、現時点における課題は、現在継続している違反転用の解決のみと考えております。

「2の令和元年度の活動計画」ですが、違反者への是正指導、違反転用防止の農地パトロール実施等昨年度と同じとしております。

以上でございます。

議

長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり能代市ホームページで農業者等からの意見を募集することで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 本案は原案のとおり意見を募集することに決しました。

議 長 次に、**報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に、**報告事項2 農用地利用配分計画について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 続いて、**その他**に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

- ・平成30年度農地パトロールの実施結果について
- ・今後の行事予定について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時35分

議 長

議事録署名委員

3 番

4 番